

7月21日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です

一票の力を、明日のために、自分のために。

私たちの将来を託す人を選ぶ大切な選挙です。

棄権のないよう、あなたの大切な一票を生かしてください。

福津市選挙管理委員会
(市総務課内)
☎ 43・8196

投票できる人

福津市で投票できる人は、次の①、②の要件に該当する人です。

①年齢要件

平成5年7月22日までに生まれた人

②居住要件

【市内に居住する人】

平成25年4月3日以前から福津市に住み、住民登録をしている人で、市の選挙人名簿に登録されている人

【市外へ転出した人】

平成25年3月3日以降に他の市区町村に住所を移した人で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない人

(福津市の選挙人名簿に登録されている必要があります)

※選挙人名簿の縦覧

選挙権のある人でも、選挙人名簿に登録されていない人は投票できません。選挙人名簿の縦覧期間に確認してください。

▶縦覧日時 7月4日(木) 8:30~17:00

▶場所 市選挙管理委員会事務局(市総務課(福間庁舎)内)

投票所入場券を郵送します

入場券には、投票所の場所と投票日時を記載しています。入場券が届きましたら、投票所を確かめてください。入場券がなくても、身分証明書などで本人であることが確認できる場合は、投票することができます。

分からないことがある場合は、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

期日前・不在者投票

投票日に仕事や旅行、入院などで投票所に行けない人は、次の投票期間内に期日前投票または不在者投票をすることができます。

▶投票日時 7月5日(金)~7月20日(土)(土・日曜日、祝日もできます) 8:30~20:00

▶投票場所

【福津市役所福間庁舎・津屋崎庁舎】

投票所入場券を持ってきてください。入場券裏面の「期日前投票宣誓書」を事前に書いておくと、受け付けも早く済み便利です。入場券が届いていない場合でも、係員に申し出て宣誓書に記入すれば、投票ができます。ただし、身分証明書などの本人であると確認できるものが必要です。

【出張・旅行先】

市選挙管理委員会に準備している「期日前(不在者)投票請求書・宣誓書」(※投票所入場券の裏面ではありません。市ホームページにも掲載しています)で、投票用紙を請求してください。投票用紙などを滞在地に郵送しますので、滞在地の選挙管理委員会に投票してください。郵便でのやり取りに日数を要しますので、早めに手続きしてください。

【病院など(県選挙管理委員会が指定した施設)】

入院中の人で歩行が困難な人は、病院長などに申し出てください。

郵便による投票

身体に重度の障がいがあったり介護を必要としたりする人で、投票日当日に投票所での投票が困難な人は、郵送で投票ができます。ただし、障がいなどの程度に基準があります。また、事前の登録が必要です。詳しくは、問い合わせください。

代理投票

身体の障がいなどで文字が書けない人は、投票所の係員にお伝えください。係員があなたに代わって投票用紙の記入を行います。どの候補者などに投票したか、他人に漏れることは絶対にありません。

点字投票

目の不自由な人は、点字で投票することができます。遠慮なく投票所の係員に申し付けてください。

※お知らせ 公職選挙法が改正されました。

1. 成年被後見人のかたも投票をできるようになりました。
2. インターネット等を利用した選挙運動ができるようになりました。

ただし、①未成年者はインターネットなどを利用した選挙運動を行うことはできません。②候補者および政党等以外、電子メールを利用した選挙運動を行うことはできません。

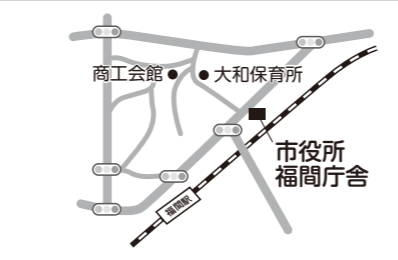
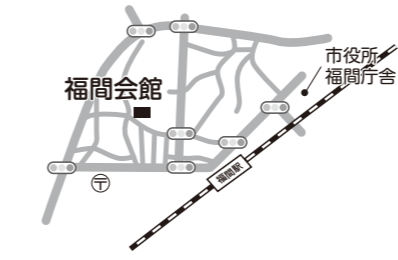

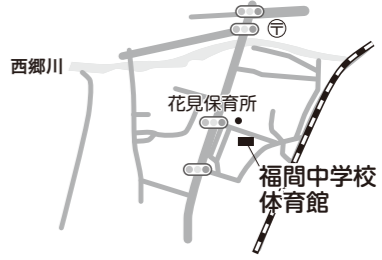

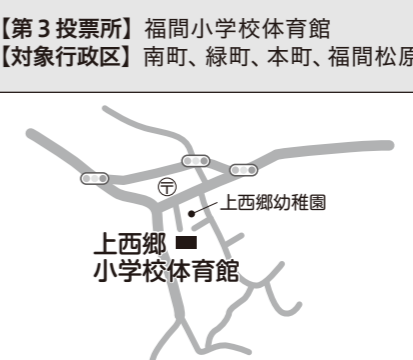


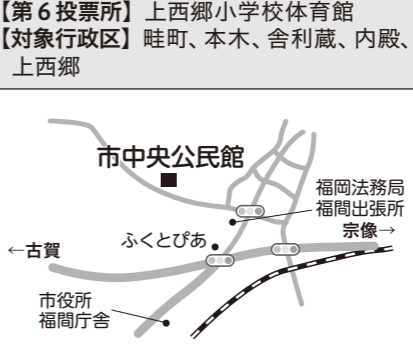


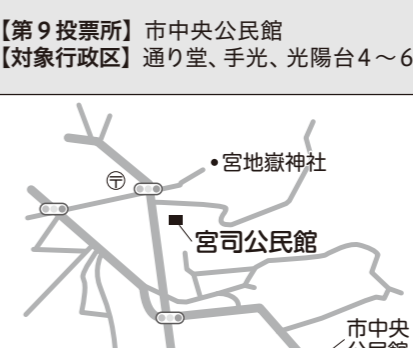
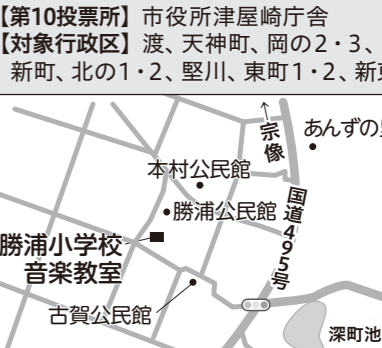
投票所のご案内

選挙当日の投票時間

7:00~20:00

※事前に郵送した入場券をよく確認し、投票所を間違えないようにご注意ください。

問い合わせ 福津市選挙管理委員会(市総務課内) TEL 43・8196

 <p>【第1投票所】市役所福間庁舎 【対象行政区】四角、大和1、光陽台1~3、光陽台南</p>	<p>投票所のご案内</p> <p>選挙当日の投票時間</p> <p>7:00~20:00</p> <p>※事前に郵送した入場券をよく確認し、投票所を間違えないようにご注意ください。</p> <p>問い合わせ 福津市選挙管理委員会(市総務課内) TEL 43・8196</p>	
 <p>【第2投票所】福間会館 【対象行政区】昭和1、西福間1、古町、大和2</p>	 <p>【第3投票所】福間小学校体育館 【対象行政区】南町、緑町、本町、福間松原</p>	 <p>【第4投票所】福間中学校体育館 【対象行政区】花見1~4</p>
 <p>【第5投票所】福間南小学校体育館 【対象行政区】両谷、原町1~3、有弥の里1・2、日蔭野1~6</p>	 <p>【第6投票所】上西郷小学校体育館 【対象行政区】畦町、本木、舍利蔵、内殿、上西郷</p>	 <p>【第7投票所】神興東小学校体育館 【対象行政区】津丸、久末、八並、若木台1~6、桜川、あけぼの</p>
 <p>【第8投票所】神興小学校体育館 【対象行政区】冠、小竹、東福間1~11、高平</p>	 <p>【第9投票所】市中央公民館 【対象行政区】通り堂、手光、光陽台4~6</p>	 <p>【第10投票所】市役所津屋崎庁舎 【対象行政区】渡、天神町、岡の2・3、新町、北の1・2、堅川、東町1・2、新東区</p>
 <p>【第11投票所】津屋崎小学校多目的ホール 【対象行政区】在自、須多田、大石、生家、梅津、末広、新成区、五反田、星ヶ丘</p>	 <p>【第12投票所】宮司公民館 【対象行政区】善福、の岡、宮司1~3、宮司西、宮司ヶ丘</p>	 <p>【第13投票所】勝浦小学校音楽教室 【対象行政区】奴山、桂区、西東、勝浦浜、勝浦松原、塩浜</p>